

福津市議会基本条例（案）
市民意見公募（パブリックコメント）の結果

案 件		福 津 市 議 会 基 本 条 例 （ 案 ）	
募集期間		令和8年1月21日（水）～ 令和8年3月2日（月）	
意見の提出	人 数	17人	
	項目件数	68件	
意見の取扱い	【反映】	条例(案)に反映するもの	6件
	【反映済み】	すでに条例(案)に反映しているもの	3件
	【参考】	条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの	15件
	【その他1】	条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの	34件
	【その他2】	条例(案)とは関係ない意見であったもの（市政への要望、感想を含む）	10件
	【その他3】	氏名、住所等が無いもの、公序良俗に反するもの等	0件

条文別意見提出件数

章		条		件数
		全体		4件
		前文		2件
第1章	総則	第1条	目的	0件
第2章	議会及び議員の活動原則	第2条	議会の活動原則	0件
		第3条	議員の活動原則	0件
第3章	市民と議会の関係	第4条	会議の公開	7件

		第5条	情報発信及び広報活動	6件
		第6条	市民参加	0件
		第7条	議会の説明責任	0件
		第8条	請願及び陳情	3件
第4章	議議会と市長等の関係	第9条	政策立案及び政策提案・政策提言	0件
		第10条	監視及び評価	0件
		第11条	議決事件(追加・拡大)	0件
		第12条	説明要求	1件
第5章	議会機能の強化・充実	第13条	委員会	1件
		第14条	公聴会及び参考人制度	0件
		第15条	専門的知見の活用	0件
		第16条	政務活動費	0件
		第17条	議員の研修	0件
第6章	体制整備	第18条	議会事務局	1件
		第19条	議会図書室	0件
第7章	定数・報酬・政治倫理	第20条	議員定数	0件
		第21条	議員報酬	0件
		第22条	政治倫理	0件
第8章	災害時における業務継続	第23条	災害時における業務継続	0件
第9章	この条例の位置付け・見直し	第24条	この条例の位置付け	1件
		第25条	検証及び見直し手続	1件
新規	市民と議会の関係		議会報告会・意見交換会	11件
	議会と市長等の関係		反問権の付与	11件
	議会機能の強化・充実		議員間の自由討議	5件

新規	議会機能の強化・充実		議員間討議の場	1件
	議会機能の強化・充実		情報通信技術の活用	1件
	議会機能の強化・充実		押しボタン式表決の導入	1件
その他	市長等への要望		冠水対策、3歳以上医療費無償化、体育館等の空調設置、他	8件
	その他の自由意見		「解説」「用語説明」「関係法令」が挿入され読みにくかった、他	3件

福津市議会基本条例（案） 市民意見公募によるご意見・回答表

項目	No.	提出された意見（原文）	市議会の考え方（ご意見の取扱い）	
全 体	1	<p>1. 現在、福津市は、宮司への小学校新設に係る問題（児童・生徒と周辺住民の安全性、膨張する建設費）、基金運用の失敗による国債・社債の含み損問題（令和8年1月末現在 約35億円）等を抱えています。その責任は市の意思決定と行政の監視を担う市議会にもあります。福津市議会は、市長（執行機関）と対等な立場に立って、牽制しあっているのでしょうか。福津市民の多くが議会の審議・審議結果に関心をもっているのでしょうか。「地方分権一括法」の施行後、地方自治体の権限と責任が大きくなっていますが、議員はそれを自覚し、市の意思決定と行政の監視を行っているのでしょうか。</p> <p>以上の事実や疑問点から推察して、福津市議会は健全に機能</p>	回 答	<p>【反映済み】</p> <p>すでに条例(案)に反映しているもの</p>
			説 明	<p>福津市議会が健全に機能していないとは考えていませんが、さらに役割を果たすために今回、福津市議会基本条例を策定しています。</p>

全 体		していないので、早急に市民の代表として相応しい議員で構成される議会、開かれた議会を作る必要に迫られています。拠って、その実現に大きな役割を果たすと考えられる地方議会の最高規範である『議会基本条例』の制定が必要であります。	説明	
	2	<p>(意見)</p> <p>2年前から、福岡県の内、隣の市の古賀市では、どこよりも早く、平27年に、「議会基本条例」が施行されていました。九州内でも内容も充実していて、見習うべき項目が多くあり、福津市の議会条例(案)も、しっかり吟味しているものと思いましたが、大切な項目が欠けているし、条例でははっきり、議会として、“すべき事項、義務”が規定されるべきなのに、各条文、いずれも「……に努めるものとする。」という規定となっている。</p> <p>P5 第5条. 第1項 P6 第8条. 第2項、第3項</p> <p>P8 第13条. 第1項「適切な運営に努めるものとする」 →「適切な運営を行うものとする」、第2項</p> <p>P9 第14条、第15条 P10 第17条</p> <p>P11 第18条、第19条</p>	回答	<p>【参考】</p> <p>条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの</p> <p>各条文に規定された事項を達成するために、最大限の努力をすることとして「努めること」としています。条例施行後はいただいたご意見を念頭に、本条例の規定に沿った議会運営を行ってまいります。</p>
	3	<p>不可欠な権利と義務の明記。</p> <p>他の市民の多様な体験から、もっと大事な課題が見えているのか知れません。同じ「条例」と言うことにはなりますが、「まちづくり基本条例」を活かしているのかを問うているのに、逮捕して処理するのが福津市の条例だと言うのであれば、皆が愛し</p>	回答	<p>【その他1】</p> <p>条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの</p>
			説明	<p>議員の権限は地方自治法や会議規則に定められています。議員の役割については、第3条(議員の活動原則)に規定しています。</p>

全 体		守るべき条例の名に値しないでしょう。市民の権利と義務が問われます。とりわけ議会に直接責任を負う議員の権利と義務を明記しない条例は、つくりましたと言う事実だけで、議員の義務の無規軽視を合理化させかねません。あつてはいけないことだと思えます。繰り返します。議員の権利と義務を明記した条例でなければ、福津市のまともな条例になり得ないと思えます。以上	説 明	
	4	福津市の目指す議会は「市民に開かれた議会」とのこと。そのために具体的に何をするかということを示して欲しいです。	回 答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
前 文	5	<p>以下は前文および各条文について気になった箇所です。</p> <p>●前文</p> <p>議会が市の“最高”意思決定機関であるという記述はあまり良い表現と思えません。二元代表制の片翼を担う重要な機関だとは思いますが、議員と同様に直接選挙で選出された市長と対等である以上は、“最高”という唯一性を思わせる表現は適切でないように思います。</p>	説 明	<p>【反映】</p> <p>条例(案)に反映するもの</p> <p>二元代表制のもとでは議会と市長は対等であり、“最高”という唯一性を示す表現は適切でないのご指摘を踏まえ、前文の「市の最高意思決定機関である」を削除し、以下のとおり修正します。なお、下線部分が削除箇所となります。</p> <p><u>修正前</u></p> <p>「市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関である議会は、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有しています。」</p> <p><u>修正後</u></p> <p>「市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する議会は、二元代表制</p>
			回 答	

前 文	6	<p>●前文</p> <p>それと福津市の誕生や市の特徴を示した最初の3行は条例の目的や条文と関係ないので不要だと思います。</p>	<p>のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有しています。」</p>
		<p>回答</p> <p>【その他1】</p> <p>条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの</p>	<p>説明</p> <p>前文は、条例制定の背景や基本理念、決意等を明らかにする重要な役割を持っており、条文本文に即した内容以外のものでも記載はできるものと考えています。</p> <p>福津市は、平成17年に福間町と津屋崎町が合併し誕生した市であり、豊かな自然環境や交通利便性などの特徴を有しています。本条例は、そのような郷土の歴史と福津市らしさを尊重しつつ、市民福祉の増進を目的として制定する議会の基本条例であることから、前文においてその趣旨を表現したものです。</p>
第4条 ・ 会議の 公開	7	<p>1. インターネット中継・録画配信</p> <p>現在、本会議場の質疑・討議のインターネット中継が行われていますが、それに加えて予算審査特別委員会、総務文教委員会、市民福祉委員会、建設環境委員会等の委員会も中継・録画配信を行うことを明記する。</p>	<p>回答</p> <p>【参考】</p> <p>条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの</p>
		<p>説明</p> <p>条文への明記はしませんが、具体的な取り組みとして、より広く多くの市民に開かれた議会とするため、総務文教委員会、市民福祉委員会、建設環境委員会の各常任委員会の中継・録画配信に努めていきます。</p>	
	8	<p>●第4条</p> <p>秘密会を開く場合の指針を明記していただきたいです。会議を原則公開とする指針を示していただけるのはとても良いのですが、福津市議会会議規則等で秘密会を開く要件が定められているため、運用上は「原則公開だが秘密会も議決があれば可能」となります。公開することが公益を害する場合など秘密会が必要となることがある認識ですが、福津市議会ではどういっ</p>	<p>回答</p> <p>【その他1】</p> <p>条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの</p>
		<p>説明</p> <p>議会基本条例は、議会に関する基本的なルールや理念を定めるものです。このため、これに基づく具体的な運用については、関係条例や会議規則、規程、内規等において定めることとしています。</p> <p>本会議や委員会において、どのような場合に秘密会とするのかの指針については、具体的な運用に関わる事項であることから、議会基本</p>	

第4条・会議の公開		た場面で秘密会とするのか、その指針も議会基本条例で示していただきたいです。	説明	条例で規定することは難しいと考えています。また、本会議、委員会において秘密会を開催する場合は、議決によって決定されることから、その判断は個々の議員等に委ねられることとなります。どのような場合に秘密会とするのかの指針を設けることについては、この議員の表決権に関わることにもなりますので、慎重な議論が必要と考え、今後の課題とさせていただきます。
	9	市民に開かれた議会とはどういうことでしょうか?一部の市民だけが情報を得られるものではなく、全ての議会で行われている会議を中継やアーカイブにて開示して欲しいです。働いていると傍聴に行くことができません。	回答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
			説明	条文への明記はしませんが、具体的な取り組みとして、より広く多くの市民に開かれた議会とするため、総務文教委員会、市民福祉委員会、建設環境委員会の各常任委員会の中継・録画配信に努めていきます。
	10	最後にもう一つ。市民に情報公開の観点で中継や録画配信をさらに増やして欲しいと思います。	回答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
			説明	条文への明記はしませんが、具体的な取り組みとして、より広く多くの市民に開かれた議会とするため、総務文教委員会、市民福祉委員会、建設環境委員会の各常任委員会の中継・録画配信に努めていきます。
	11	2) インターネット中継・録画配信 各種委員会(総務文教・市民福祉・建設環境委員会)の中継・録画配信を実施する。広く市民に“聞かれた議会”を目指すのであれば、会議の公開第4条に基づき、常任委員会・特別委員会も中継・録画配信すべきである。	回答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
説明			条文への明記はしませんが、具体的な取り組みとして、より広く多くの市民に開かれた議会とするため、総務文教委員会、市民福祉委員会、建設環境委員会の各常任委員会の中継・録画配信に努めていきま	

第4条 会議の公開	12	3. インターネット中継・録画配信 各種委員会も中継し、録画配信も行い、広く市民が、議会の活動状況や議案の審議経過が把握できるようにする。	回	す。
			答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
	13	情報公開について 開かれた議会を目指すならば、すべての委員会の中継・録画配信もすべきと考えます。	説	条文への明記はしませんが、具体的な取り組みとして、より広く多くの市民に開かれた議会とするため、総務文教委員会、市民福祉委員会、建設環境委員会の各常任委員会の中継・録画配信に努めていきます。
			明	
第5条 情報発信及び広報活動	14	2. 本会議や委員会等の議事録をインターネット配信 議事録を確認するために、現在は図書館での閲覧しか認められていません。市民に開かれた議会にするために、インターネット上で、市民が容易に議事録の内容確認できるよう公開する。	回	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
			答	
	15	そして、委員会等も市民が傍聴できる取り組みをされているのに、その日程や時間、申込みがホームページにも書かれていないので、先日傍聴後に、そのことをお願いしました。意見として受け取りますとのことでしたが、是非、市民に開かれた議会として情報開示を加えてください。	説	本会議の議事録は、すでにインターネット上(市議会ホームページ)で公開しています。常任委員会及び特別委員会の報告書は、議会で報告されたのちにインターネット上で公開しています。それぞれの議事録の公開については、今後の課題とさせていただきます。
			明	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの 議会開会中の委員会日程については、すでに公開されています。傍聴案内についても、市議会ホームページにてご案内していますが、わかりにくい点があったのかもしれないので、今後の検討とさせてい

第5条 情報発信及び広報活動				ただきます。また、議会閉会中の委員会については、原則開催日を市議会ホームページでお知らせする方向で検討を進めていきたいと考えています。
	16	市議会は傍聴や中継のお知らせがありますが、常任委員会や特別委員会の傍聴や中継の案内がないことです(ひょっとしてあるのかもしれないが自分は知らない)。議員の活動の一つに委員会活動があると思いますが、議会の一般質問だけでなく生の委員会の内容も一般市民に中継されることで認知されるべきではないかと思います。 どれもこれも面倒なことかもしれませんが、いずれも開かれた議会により情報が市民に還元され、市民の声がまた市議会に循環され、市政に昇華していくのではないかと思います。ぜひ思案のほどよろしくお願いします。	回答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
			説明	議会開会中の委員会日程や傍聴案内、中継については、市議会ホームページにてご案内していますが、わかりにくい点があったのかもしれないので、今後の検討とさせていただきます。また、議会閉会中の委員会については、原則開催日を市議会ホームページでお知らせする方向で検討を進めていきたいと考えています。
	17	あわせて議事録の公開も。多くの市民に知ってもらうことが重要です。そうすることで市民の当事者意識も高まるのではないのでしょうか。情報公開は、民主主義の「一丁目一番地」です。以上のことが条例に反映されることを期待します。	回答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
			説明	本会議の議事録は、すでにインターネット上(市議会ホームページ)で公開しています。常任委員会及び特別委員会の報告書は、議会で報告されたのちにインターネット上で公開しています。それぞれの議事録の公開については、今後の課題とさせていただきます。
	18	福津市議会基本条例(案)の(情報発信及び広報活動)第5条において、近年では、インターネットの普及が進んでいるので、チラシを各地に配付するだけでなく、インターネットの「スクリレ」のような形にして、年代層関係なく、幅広い市民の意見や、現在の政策について、気軽に見てより身近になるのではないかと考えました。	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
説明			毎議会後に「議会だより」を広く市民にお届けしています。その中で、意見を聞く方法としてQRコードなどを利用しています。今後は議会と市民を手軽に繋ぐ「スクリレ」のようなアプリが出てくれば、	

第5条 情報発信及び広報活動	19	<p>私は学生の立場から、市民参加の充実について意見を述べます。</p> <p>現在、議会は平日に開催されることが多く、学生や未成年者は学校があるため傍聴が難しい状況です。オンライン配信は良い取り組みですが、その存在を知らない学生も多いと感じます。学校での周知を強化し、若い世代が議会に触れる機会を増やして欲しいです。</p>	<p>その導入を検討する必要があると考えます。</p>
			<p>【参考】</p> <p>条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの</p>
第8条 請願及び陳情	20	<p>4. 請願者の意見陳述の機会の保証</p> <p>現在でも請願者は特別委員会の休息中に意見を述べることはできますが、正式の会議及び中継・録画配信、議事録等の中においても意見陳述することができることを保証する。請願の問題点を的確に認識しているのは請願者です。</p>	<p>【反映済み】</p> <p>すでに条例(案)に反映しているもの</p>
			<p>説明</p> <p>現在、請願者は正式な常任委員会や特別委員会で意見を述べる機会が設けられておりません。しかし、福津市議会基本条例施行後は、第8条第2項の「議会は、請願の審議に当たっては、請願者から意見を聴く機会を設けるよう努めることとする。」の規定に基づき、請願者は正式な常任委員会や特別委員会に参考人として出席し、意見を述べる機会が設けられることとなります。</p>
	21	<p>② 現在、議会への市民の陳情書は議長あてに提出し、議長から全議員にその写しが配布されていますが、その結果は陳情者に</p>	<p>【反映済み】</p> <p>すでに条例(案)に反映しているもの</p>

第8条 ・ 請願 及び 陳情		文書で報告されていません。議会は、市民からの陳情は貴重な情報であり市民の切実な要望であると認識し、議会の「陳情書の取り扱いについての条項には次の事項を明記すること」を。「市民からの陳情は、その陳情内容に応じて各常任委員会で審議し、その結果を陳情者に議長名で通知し、市民に公表する」と。	説明	現在、陳情書は審査対象となっていないませんが、福津市議会基本条例施行後は、第8条第3項の「委員会において、市民等からの陳情の審査を行う場合は、必要に応じて陳情者から意見を聴く機会を設けるよう努めることとする。」及び第4項の「議会は、請願の審議結果及び委員会における陳情の審査結果を請願者又は陳情者に通知するとともに、市民に公表することとする。」の規定に基づき、陳情の審査を行う場合は、委員会で審査を行い、審査後はその審査結果を陳情者に通知するとともに市民に公表することになります。
	22	●第8条 第4項の通知・公表する内容が請願と陳情で異なる理屈がわかりません。会議規則において陳情書は、議長が必要と認めるものは請願の例により処理するものと定めています。請願の場合、議会の審議結果が通知・公表を公表するのに対して、陳情だと委員会の審査結果となるのは何故でしょうか。	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
第12条 ・ 説明 要求	23	福津市議会基本条例(案)の説明要求第12条において、もしも何か事業を行う際には、専門家を招き、意見を聞いた上で、少しでも危険性が将来的にあると考えた場合は、市長の意見を取り消すことが出来ることにし、これをすることにより、福津市民の市への信頼性を向上させることが出来ると考えたからです。→政務活動費第16条などに加えて行う。	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	市長から提案された議案を審議する際には、第12条(説明要求)や第13条(委員会)、第14条(公聴会及び参考人制度)、第15条(専門的知見の活用)等の規定に基づき、慎重に審議を重ねた上で、表決において可決するのか否決するのかを決めていきます。
第	24	6. 委員会のメンバーの毎年定期的に入れ替えをすることを義	回	【その他1】

13 条 ・ 委 員 会		務づける 議員の視野を広げ、自己研鑽することに繋がります。市民の目線から見れば、市議会議員として任せられるかが分かります。	答 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明 現在、2年任期として改選しています。議員の視野を広げることや自己研鑽につながっていると考えます。また、各委員会は所管事務調査も含めて傍聴できるので、委員会に所属しなくては視野が広がらないということはないと考えます。
第 18 条 ・ 議 会 事 務 局	25	●第18条 「議会及び議員の政策立案能力等を向上」ではなく「議会の政策立案機能等の向上」としていただきたいです。議員の政策立案能力は自己研鑽によって養われるべきであり、事務局が向上させるものではない認識です。元の条文では議員が政策立案する際の政策スタッフとして利用されるようにも読み取れるため、事務局はあくまでも議会の補助機関であることがわかる条文にしてください。 以上です。ご検討の程よろしく願いいたします。	回 答 【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説 明 議会事務局は、議会の円滑な運営を支える補助機関であると同時に、議員が議会活動に必要な専門的知識や法制実務を支える補助機関としての側面も持っています。議員個人の自己研鑽はもとより重要ですが、複雑化する地方自治制度においては議案の審議、修正、発議などに対する事務局のサポートが、組織としての意思決定の質を担保する上で不可欠です。 そのため、本条文では、議会という組織全体の機能強化だけでなく、それを構成する議員個々の職務遂行能力を組織的に下支えすることが、最終的に市民福祉の増進に資するという考えから「議会及び議員」と規定いたしました。事務局のあり方については、ご指摘のとおりあくまで公的な補助機関であることを念頭に、その充実に努めてまいります。 なお、「政策立案能力等を向上」の「能力等」については、ご意見にありましたとおり「機能等」に修正させていただきます。下線部分が修正箇所となります。 <u>修正前</u> 「議会は、議会及び議員の政策立案能力等を向上させ、」 <u>修正後</u>

				「議会は、議会及び議員の政策立案機能等を向上させ、」
第24条 この 条例の 位置 付け	26	意見1 第24条：「最高規範性」の表現について 隣接する古賀市・宗像市の議会基本条例は、いずれも「この条例は議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する条例等を制定してはならない」と明記しています。福津市案第24条は「最も根幹となる条例」、「整合を図るものとする」という表現にとどまっており、他条例との矛盾が生じた際に、この条例が優先されるのかがどうかが不明確です。「整合を図る」は努力義務的なニュアンスであり、規範的拘束力が弱いと感じます。 確認したいこと：古賀市・宗像市が採用している「最高規範」という表現を採用せず、現在の表現にとどめた理由・意図を教えてください。	回 答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
		説 明	議会基本条例の「最高規範性」の表現について、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりました。法制上の原則として、地方自治体が制定する条例間には形式的な効力の優劣はなく、すべて同等の効力を有するものとされています。そのため、仮に条例の中に「最高規範」と明記したとしても、後から制定された条例が優先されるという法理（後法優先の原則）を法的に否定することは困難です。このような法制上の整合性を重んじ、本市議会では実質的な規範性を担保するため、あえて誤解を招くおそれのある「最高規範性」という表現を避け、「議会の最も根幹となる条例」という言葉を採用するとともに、他の条例等の制定・改廃に当たっては本条例との整合を図ることにより、その趣旨の実現を目指すこととしたものです。	
第25条 検 証 及 び 見 直 し 手 続	27	意見6 第25条：見直し手続きの曖昧さについて 古賀市・宗像市はともに「議会運営委員会において検討する」と検討主体を明記しています。福津市案第25条の「一定期間ごとに検証し」という表現は、「一定期間」が1年なのか5年なのかが読む人によって異なり、実質的な検証が行われなまま形骸化するリスクがあります。また、誰が、どの機関が検証を担うのかも不明確です。検証の周期を具体的な年数で明示すること、および検討を担う主体機関（例：議会運営委員会）を明記することを検討いただけませんか。 以上6点を意見として提出します。福津市議会が「市民に身近で開かれた議会」を実現するための条例となることを期待し	回 答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
		説 明	具体的取り組みとして、検証機関は特別委員会を設置することとしています。また、検証期間についても1年間又は2年間の単位で行うのが望ましいと考えています。議員は4年ごとに改選されるので、それも考慮して検討します。	

		ています。		
新規 議会 報告会 ・ 意見 交換会	28	3. (市民参加) 議会報告会の開催 議会活動報告や議案などの審議経過、結果を報告するとともに、市政全般について、市民と議会が自由に意見交換する場として、議会報告会を定期的を開催することを明記する。市議会議員は全員参加を原則とする。	回 答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説 明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第25条(検証及び見直し手続)の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。
	29	2. 「福津市議会基本条例」に次の事項を設けることを要望します。 ① 市議会は市の重要な意思決定機関である以上、市民の多様な意見や情報を把握し、それを意思決定に反映させる必要がありますので、条例に「『市民と議会(議員)の意見交換会』を実施すること」を。	回 答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説 明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第25条(検証及び見直し手続)の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。
	30	また、条文には、「意見交換会は3つの常任委員会ごとに前期・後期に最低1回は開催し、常任委員会の総ての委員が出席し、その議事録は市民に公表する。」と明記する。	回 答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
				議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうか

新規 議会報告会・意見交換会			説明	については、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。
	31	意見 3 第 6・7 条：議会報告会の明文化について 古賀市（第 7 条）・宗像市（第 7 条）はともに、議員と市民が自由に意見交換する場として「議会報告会」の開催を条文で明示しています。福津市案第 6 条は「市民参加の機会を設けるものとする」、第 7 条は「説明責任を十分に果たさなければならない」と定めていますが、いずれも抽象的であり、具体的な場が保証されていません。現状では個々の議員の個人的な発信に依存している部分があり、市民がそうした場の存在自体を知りえないという問題があります。福津市は子育て世代・現役世代の流入が多い自治体でもあり、対面での開催に加え、登録制のオンライン中継や録画公開を組み合わせた議会報告会・意見交換会の仕組みを条文上に明記することが、「市民に身近で開かれた議会」（第 1 条）の実現につながると考えます。 古賀市・宗像市と同様に、議会報告会または市民との意見交換会の開催を条文に明記することを検討いただけないでしょうか。	回答	【その他 1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
		説明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。ご指摘のとおり、第 6 条（市民参加）及び第 7 条（議会の説明責任）で理念として定めていることのひとつの具体的な方法としての議会報告会・意見交換会については、これから検討を進めていくとの認識は持っています。よって、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。	
32	個人的に議員さんが議会報告会をされている方もいらっしゃいますが、議会として、議会報告会を加えていただきたいで	回答	【その他 1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの	

新規 議会報告会・意見交換会		<p>す。他自治体は市議会として実施されています。できないのではなく、市議会として納税者である私たち市民に対して開かれた議会を目指されているのであれば、是非それも実践できる仕組みを作っていただきたいです。</p> <p>諦めではなく、建設的に議論ができる、市民の声が届く議会運営をみなさんが望まれていることでもあると思います。市民に開かれた議会こそが、市民の参画への糸口にもなることと思います。是非、検討で終わらせず、建設的な条例に!</p>	説明	<p>議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。</p>
	33	<p>これまで市議会に関心がありましたが、市議会の情報が各議員の市政報告会や議会報告の広報誌、ホームページの中継と過去の議事録だけのようになります。各議員の市政報告は主に後援者向けで情報が偏っていたり、広報誌は紙面上の関係でザックリとしかわからず、ホームページの議事録は詳しいですが、わざわざ関心のある限られた人にしか知られておらず人によっては存在すら知らない人も多いと思います。やはり開かれた市議会というのは、より議員が市民に身近な存在というものであって欲しいので、各議員の市政報告だけでなく各議員が集まった議会報告会や市民との意見交換会なるものを定期的に行って欲しいと思います。それによって偏った情報だけでなく、議員の方々も様々な市民の生の声や気づかなかった要望をすくい取るキッカケになるのではないのでしょうか？また議会報告会を定期的に行うことで、市民も市政に関心を持つ人が増え、様々な議員の顔と名前を覚え、より身近な市議会になるのではないかと考えます。</p>	回答	<p>【その他 1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの</p> <p>議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。</p>
	34	3) 議会報告会の開催	回答	【その他 1】

新規		議会の活動状況や議案などの審議経過、結果を報告するとともに、市政全般について、市民と議会が自由に意見交換する場として議会報告会を開催する。(各会期が終了後、毎回)	答	条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。
議会報告会・意見交換会	35	追加して欲しい事項 1. 議会報告会の開催 議会の活動状況や議案などの審議経過、結果を報告するとともに、市政全般について、市民と議会が自由に意見交換する場として議会報告会を開催することとする。(各会期の終了ごとに。)	回答	【その他 1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。
	36	議会報告会の実施について 市民の付託をうけている議会は、より多くの市民の声を聞くために議会報告を兼ねた意見交換の場を設けるべきだと思います。	回答	【その他 1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。な

新規 議会報告会・意見交換会			説明	お、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。
	37	また、学生の視点からの意見を提出できる制度や意見交換の場を設けるなど、若者の声を市政に反映できる仕組みづくりを希望します。	回答	【その他 1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。あわせて、ご要望の若者を含め、年代や地域など多種多様な階層別の意見交換会についても、検討の対象として協議を行いたいと考えています。
	38	特定の議員とだけではなく、議員全員と市民との意見交換会を開くことを希望します。	回答	【その他 1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	議会基本条例に「議会報告会・意見交換会」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、今後は第 25 条（検証及び見直し手続）の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に、いただいたご意見を踏まえた上で、他自治体の調査を行い、議会基本条例に規定するかどうか、規

				定する場合は、その実施方法をどうするのか等の検討を必ず行うこととしています。
新規	39	5. 反問権の明記 市議会を傍聴した時、一般質問等で、議員と市長及び執行部とが表面だけの議論に終始して、議論が深まらず、非常にもどかしく感じられます。議会の会議や委員会において、市長などは、議員の質問、政策提言、議員提出議案などに関して議論を深めるため、議長の許可を得て反問することができるようにする。	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行ってまいります。
反問権の付与	40	③ 議会や常任委員会の傍聴時において次のことを常に感じて います。 ①議員が一般質問をする場合、前もって質問事項を執行部に伝えているので、議会と執行部の間に緊張感がなく馴れ合い状態になっていること。 ②執行部が議員の質問に対し反問する権利を有していないため、質疑が一方的であって議論に深まりがないこと。 このような状態から議会が脱するためには、「執行部へ反問権を与える必要がありますので、その旨の条項を作成すること」を。尚、執行部が反問権をもつことにより、議会は執行部から多くの情報を入手し、議員の質問内容が高度化し、議会と執行機関の間に緊張感が生まれると考えます。 《参考》古賀市の議会基本条例第9条第2項「議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議論を深めるため、議長又は当該委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。」	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	一般質問においては、執行部の適切な答弁を行うために。現在は質問内容の事前聞き取りを行っております。執行部との間に馴れ合いのようにならないように、議員としても緊張感をもって取り組んでいきます。 反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行ってまいります。

新規	41	<p>●第9条</p> <p>条件付きで市長等執行部の反問権を認める条文を加えていただきたいです。一般質問においてですが、質疑が一方向で行われるために執行部と議員の意図が噛み合わないまま、同じような質問が繰り返される場面が時々見受けられます。論点を明確にし、円滑で充実した議論を実現するためにも、条件付きで反問権を認める旨を条文に盛り込んでもらえればと思います。無秩序な反問権は議員の質問権を侵害しないようにするためにも、議長の許可を要する、内容を論点確認に限定するなどの条件があるとよいかと存じます。</p>	<p>回 答</p> <p>【その他1】</p> <p>条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの</p>
		<p>説 明</p> <p>一般質問においては、執行部の適切な答弁を行うために、現在は質問内容の事前聞き取りを行っております。聞き取り時に議員の意図を十分に説明を行い、同じような質問が繰り返さないようにしていきたいと思えます。</p> <p>反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行ってまいります。</p>	
反問権の付与	42	<p>意見2 第4章：反問権の不記載について</p> <p>古賀市(第9条)・宗像市(第8条)はともに、市長等による反問権を明文化しています。反問権は、議員が曖昧な質問をした場合に市長等が意図を確認できる制度であり、表面的なやり取りを防いで実質的な政策論争につながる効果があります。また、「逆に問い返されるかもしれない」という緊張感が生まれることで、議員が事前に論拠をしっかりと準備するようになり、パフォーマンス目的の質問が減る効果も期待できます。福津市案の第2条(議会の活動原則)では「詳細かつ慎重な審議を尽くすこと」と定めていますが、それを実質的に担保する手続きが条文上に見当たりません。</p> <p>反問権を条例上に明文化することを検討いただけないでしょうか。また、導入の検討がされたかどうか併せてお聞きしたいです。</p>	<p>回 答</p> <p>【その他1】</p> <p>条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの</p>
		<p>説 明</p> <p>議会基本条例に「反問権の付与」を規定するかどうかについては、本市議会でも慎重に検討を重ねてまいりましたが、最終的に今回の議会基本条例には規定しないという結論になりました。なお、反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行ってまいります。</p>	
	43	<p>福津市議会基本条例が、さらに市民に開かれたものとなるこ</p>	<p>回</p> <p>【その他1】</p>

新規 反問権の付与		とを常に願っています。検討ではなく、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。他の自治体の基本条例をみていますと、ないものがあります。福津市の議員さんたちは他自治体に視察に行き、学ばれてこられたのだと思います。それを元に、是非取り組んでいただきたいと思います。議会だよりも報告されてきました。 市長さんや執行部の方たちと議論が深まるためにも反問権を加えてください。	答	条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	視察については、議会基本条例制定後に先進地に伺い、反問権についてもしっかり学んでいきたいと思います。 反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行っていきます。
	44	市議会の録画中継を見たところ議員の質問が一方通行で、行政側の回答はありますが反論が聞かれません。聞いたところによると「反問権」というものが認められていないことがわかりました。個人的に思うのは、反論がなければ行政もただの回答に終始し本当の議論にならないのではないのでしょうか？もし議員側も反論されることになるとそれなりの下調べや理論武装が必要になってくると思いますが、議員の質問も高度なものとなり、行政と議員双方がより緊張感を持った市議会運営がなされ市政運営もより市民へと向いたものになるのではと考えます。	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行っていきます。
	4) 反問権を明記 市長などは、議員の質問、政策提言、議員提出議案などに 関し議論を深めるため、議長の許可を得て反問することができる。		回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行っていきます。
	2. 反問権を明記 議会基本条例にて、市長などは、議員の質問、政策提言、議		回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの

新規 反問権の付与		員提出議案などに関し議論を深めるため、議長の許可を得て反問することができる。	説明	反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行っていきます。
	47	以下に条例案に対しての意見を示します。 反問権を認めることについて 反問権は論点をより正確に、明確にし、議論を深めるために必要不可欠です。一方、議員は市長等の質問に的確に答えられるようにしっかりと勉強すべきでしょう。	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行っていきます。
	48	日本人の話し合いを見ていると、欧米人に比べて著しく論理性に欠けている場合が多い。昔ながらの隣組の談合みたいな風景だ。したがって民主政治と言っても、一般市民の立場に立った論理性のある議論が成立っていない。その意味からも反問権を重視する必要がある。地方自治体でも古賀市等反問権を設定している所は多い。論理的議論を大切にすればなら議会における反問権の設定は不可欠である！	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行っていきます。
49	議論を混乱させるためでなく、論点整理のための手段である反問権をきちっと設定して欲しい。今までの議会は形だけの質疑応答の感が強く、結論は出ないにしても、熟議をすれば明確な進路が見えてくるのではないのでしょうか？	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの	
		説明	反問権については、頂いたご意見を今後の議会基本条例の検証・見直し時において協議し、反問権を取り入れる場合は、執行部とのルール等について検討を行っていきます。また、形だけの質疑応答とならないよう執行部と共に熟議していきます。	
50	福津市議会基本条例(案)についての意見です。 まず、議員相互の討議、議論を尊重するような条文が無いことが気になりました。議会は合議制の機関であり、議員が単独で	回答	【反映】 条例(案)に反映するもの すでに実態として本市議会においても常任委員会の所管事務調査	

新規 議員間の自由討議		市民の意見を代弁したり執行部に質問するだけでは、市の意思決定機関として十分に機能しません。近隣市や全国初の議会基本条例である栗山町議会基本条例のように、議員間相互の自由な討議を尊重することが示された条例としていただきたいです。	説明	や議会運営委員会、議会広報調査特別委員会で議員間の自由討議を実践しています。よって、この議員間の自由討議については、以下のとおり議会基本条例に規定し、追加することとしました。 修正案 第3条(議員の活動原則)に、次の規定を第1号として追加し、他の号を1号ずつ繰り下げます。 「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」
	51	●第3条 議会が合議制の機関であること、議員相互の自由な討議を尊重しなければならないことを書き加えていただきたいです。	回答	【反映】 条例(案)に反映するもの
			説明	すでに実態として本市議会においても常任委員会の所管事務調査や議会運営委員会、議会広報調査特別委員会で議員間の自由討議を実践しています。よって、この議員間の自由討議については、以下のとおり議会基本条例に規定し、追加することとしました。 修正案 第3条(議員の活動原則)に、次の規定を第1号として追加し、他の号を1号ずつ繰り下げます。 「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」
52	議員さんたちが自ら学んできたことを自由に討議できるように条例に加えてください。	回答	【反映】 条例(案)に反映するもの	
			説明	すでに実態として本市議会においても常任委員会の所管事務調査や議会運営委員会、議会広報調査特別委員会で議員間の自由討議を実践しています。よって、この議員間の自由討議については、以下のと

新規 議員間の自由討議				おり議会基本条例に規定し、追加することとしました。 修正案 第3条(議員の活動原則)に、次の規定を第1号として追加し、他の号を1号ずつ繰り下げます。 「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」
	53	5) 議員間討議の実施 議会は言論の府であり合議制の機関であることから、議員間の自由な討議を尊重しなければならないとし、会議規則に自由討議の運用を定める。	回答	【反映】 条例(案)に反映するもの
			説明	すでに実態として本市議会においても常任委員会の所管事務調査や議会運営委員会、議会広報調査特別委員会で議員間の自由討議を実践しています。よって、この議員間の自由討議については、以下のとおり議会基本条例に規定し、追加することとしました。 修正案 第3条(議員の活動原則)に、次の規定を第1号として追加し、他の号を1号ずつ繰り下げます。 「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」
	54	意見4 議員間討議の場の不在について 古賀市には「政策推進会議」(第13条)、宗像市には「政策討論会」(第11条)があり、議員間の自由な討議と合意形成の場が制度として位置づけられています。福津市案には「議員間」という言葉が条文中に一切登場しません。議員同士が政策について自由に討議する場が、制度的に保障されていないように見受けられます。 議員間の自由な討議を明文化する(とともに、政策討議の場を	回答	【反映】 条例(案)に反映するもの
			説明	すでに実態として本市議会においても常任委員会の所管事務調査や議会運営委員会、議会広報調査特別委員会で議員間の自由討議を実践しています。よって、この議員間の自由討議については、以下のとおり議会基本条例に規定し、追加することとしました。 修正案 第3条(議員の活動原則)に、次の規定を第1号として追加し、他の

		条例上に位置づける) ことを検討いただけないでしょうか。		号を1号ずつ繰り下げます。 「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」
新規 議員間 討議の 場	55	意見4 議員間討議の場の不在について (議員間の自由な討議を明文化するとともに、) 政策討議の場を条例上に位置づけることを検討いただけないでしょうか。	回答	【その他1】 条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの
			説明	政策討議の場を条例上に位置づけることについては、第25条(検証及び見直し手続)の規定に基づき、条例施行後に行う最初の検証・見直しの際に検討を行いたいと考えています。
新規 情報通 信技術 の活	56	意見5 第5条・体制整備：ICT活用の明文化について 古賀市条例(第19条)には「議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の活用を図るものとする。」という独立条文があります。宗像市条例(第15条)も「インターネットなど情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用する」と明記しています。福津市案第5条は「議会活動に関する情報を発信するよう努める」とするにとどまり、ICT・情報通信技術への言及がありません。福津市は子育て世代・現役世代の流入が多く、こうした層の市政参加を促すためにはICTの活用が不可欠です。第5条または体制整備の章に「情報通信技術の活用」に関する条文を追加することを検討いただけないでしょうか。 具体的には「議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うとともに、多様な市民が議会に関心を持つよう、情報通信技術の活用を図るものとする」といった表現が考えられます。	回答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
			説明	議会基本条例は、議会運営の根幹をなす基本理念や、将来にわたって維持すべき普遍的な原則を定める「議会の活動規範」です。日本国憲法が国家の基本事項を定めているのと同様に、本条例もまた、その時々の技術の発達などの状況に左右されることのない、普遍的なルールを示すべきものと考えております。 ご提案いただいた情報通信技術(ICT)の活用といった具体的な「方法や手段」については、技術の進歩や社会情勢の変化に合わせ、柔軟かつ迅速に見直しを行う必要があります。そのため、これらを本条例に直接規定するのではなく、会議規則や委員会条例、あるいは申し合わせ内規等において具体化していくことが、時代の変化に即応した議会運営を行う上で最適であると判断いたしました。 いただいたご意見は、議会の透明性向上や効率化に資する重要な視点であると認識しております。本条例の理念に基づき、今後の具体的

				な制度設計を進める過程において、貴重な参考意見として検討を進めてまいります。
新規 押しボタン式表決の導入	57	追加して欲しい事項 1) 押しボタンによる表決 採決時の賛否を明確にするため、押しボタンによる表決方法を取り入れる。表決結果は議場内の大型モニターに表示する。	回答	【参考】 条例(案)には反映しないが、条例の施行に当たって参考とするもの
			説明	議会基本条例は、議会運営の根幹をなす基本理念や、将来にわたって維持すべき普遍的な原則を定める「議会の活動規範」です。日本国憲法が国家の基本事項を定めているのと同様に、本条例もまた、その時々々の技術の発達などの状況に左右されることのない、普遍的なルールを示すべきものと考えております。 ご提案いただいた押しボタン式表決の導入といった具体的な「方法や手段」については、技術の進歩や社会情勢の変化に合わせ、柔軟かつ迅速に見直しを行う必要があります。そのため、これらを本条例に直接規定するのではなく、会議規則や委員会条例、あるいは申し合わせ内規等において具体化していくことが、時代の変化に即応した議会運営を行う上で最適であると判断いたしました。 いただいたご意見は、議会の透明性向上や効率化に資する重要な視点であると認識しております。本条例の理念に基づき、今後の具体的な制度設計を進める過程において、貴重な参考意見として検討を進めてまいります。
市長等への要望	58	グリーンタウン入口交差点周辺の冠水対策を進めて欲しい。 昨年は数回冠水し、人、車の通行ができなくなっていた。	回答	【その他2】 条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説明	ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、い

市長等への要望				ただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。
	59	以前、福津市長を決める選挙をした際に、現市長の福井さんが「子どもの医療費の無償化」を掲げられていたので、私の周りの人達も福井さんに投票したのですが、いつになったら福津市は3才以上の医療費の無償化は始まるのでしょうか？福岡県で無償化をしてないところは福津市と糸島市だけです。福津市は子ども的人数が多い反面、他と比べて子育て支援は手薄です。福津市はいい所ですが、そこだけがとても残念です。宜しくお願いします。	回 答	【その他2】 条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説 明	ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、ただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。
	60	それと私が住んでいる所は新しい小学校が近いのに、津屋崎校区だと言われました。新しい小学校が近いのになぜわざわざ遠い所へ行かなければならないのでしょうか？もう一度区域の見直しを切にお願い致します。	回 答	【その他2】 条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説 明	ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、ただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。
	61	東京にならった緑地条例／ 山、森林を市で保護、個人任せにしない。植林を進める。不動産、ゼネコン、デベロッパー会社への規制。	回 答	【その他2】 条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
説 明			ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、ただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。	

市長等への要望	62	農地保護／ 荒れた農地の活用。全国事例をもとに収益化。バックアップ、補助金、農業を守り促進。	回 答	【その他2】 条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説 明	ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、いただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。
	63	企業、産業の創生／ 法人税で税収UP(住民税にたよらない)。市内の中小・零細・ベンチャー・個人事業主として、頑張る人々にバックアップ体制。大企業から税を取り、そうでない人々のビジネス、生活を応援。福岡市、北九州市や東京、関西本社 of 別オフィス、工場、倉庫を誘致。	回 答	【その他2】 条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説 明	ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、いただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。
	64	鳥獣対策再検討／ なぜハシボソガラスだけpickup(広報ふくつ2025/11月号)し、カチガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラスはpickupしないのか?ゴミぶくろをあさり、他動物たちをつつきまわし、大群で他の野鳥をこわがらせている。世界遺産・奴山の田畑では、カラス50→80~90→100羽と、どんどん数が増えていて、一カ所にかたまっていてこわい(人間でもおそわれたら死ぬレベル)。そして、ヒヨドリは143羽殺して、カラスは83羽とのこと。果物を食べるのはヒヨドリだけではない。鳥は皆獣害なのか?暴論すぎる。人間が無計画な住宅開発をして、自然を軽んじたことを棚にあげるのはおかしい。論理のすり替え。	回 答	【その他2】 条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説 明	ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、いただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。

市長等への要望	65	<p>体育館と武道場にエアコンをつけて欲しい。理由は、夏は暑く30度を超えて部活ができないからです。</p>	回	【その他2】
			答	条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説	ご意見の内容は、議会基本条例(案)に関するものではなく、市長や教育委員会など執行機関の業務に関するものと受け止めております。このため、議会として個別にお答えすることはできませんが、いただいたご意見は関係する市長部局及び教育委員会へ情報提供し、今後の参考としていただくようお願いいたします。
その他のご意見	66	<p>私の意見。 私は、議会のあり方の質は、市民の関心度に比例するとの考えに同意しています。市民の主張が基本であり、それは議員の誠実さに現れるものだと言うことでもあります。</p>	回	【その他2】
			答	条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説	議会基本条例(案)に対するものではありませんので、ご意見として承ります。
	67	<p>私個人の体験 1. 公的募集で採用された会議内での意見(福津の木材使用のあずま屋等。屋上はソーラーパネル設置より、まさかに備えた常時開放のために階段広げ等)を削除した教育委員会の公表の場に欠席の議員。 2. 「町づくり基本条例」違反を指摘すると、逆に逮捕させ抹殺した市当局に見解を求める場でも、事実を知りたがらない議員。 3. 2人の死者も出た水害対策の市民に対する県と市による公的論議の場に出て来ない議員等の現実。</p>	回	【その他2】
			答	条例(案)とは関係ない意見であったもの(市政への要望、感想を含む)
			説	議会基本条例(案)に対するものではありませんので、ご意見として承ります。
68	<p>福津市議会基本条例(案)は、わかりにくく読みにくいと感じます。原因は、条文の行間に「解説」「用語説明」「関係法令」が挿入されていることです。これらの項目は、文字サイズを小</p>	回	【その他1】	
		答	条例(案)には反映しないが、意見・質問として伺ったもの	
		説	条例(案)に対するご意見ではございませんが、貴重なご指摘と受	

	さくしたり、条例とは別のページにまとめて記載するなど構成にひと工夫があったのではないのでしょうか。	明	け止めさせていただきます。
--	---	---	---------------